

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 農 学 ）	氏名	姜 康 董
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 中国における農村合作経済組織の協同組合的性格に関する研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	田 中	秀 樹
審査委員	教 授	山 尾	政 博
審査委員	教 授	三本木	至 宏
審査委員	准教授	矢 野	泉
審査委員	准教授	細 野	賢 治
〔論文審査の要旨〕			
<p>中国農村における市場経済化が急速に進むなかで、市場経済に巻き込まれた農民の市場対応の模索の一環として協同組合（合作社）化が進みつつある。</p> <p>本論文は、中国において、2007年の「農民專業合作社法」の施行を契機に急速に増加しつつある農民專業合作社、社区株式合作社、および土地株式合作社の「三大合作社」について、江蘇省を調査地に据え、その「協同組合」としての実態を形成主体別に検討したものである。專業合作社は農産物販売の専門農協、社区合作社は人民公社解体後の地区単位である社区集団有資産の管理分配協同組合、土地合作社は農家の土地請負権を集積し運営する日本の農地利用権集積に基づく農業生産法人に近い協同組合である。協同組合的性格を検討対象としたのは、急増した合作社の内実は組織として未熟なものが多く、また協同組合というよりも私企業的なものが多く見られると指摘されているためである。形成主体としては大規模農家（農村能人）、産地商人、農業改良普及組織、村幹部（社区書記）、インテグレーション企業等があり、形成主体別に協同組合としての実態にどのような違いが見られるかを豊富な事例から検討した。</p> <p>論文は、序章で課題と方法、および本研究における協同組合的性格検討の基準について検討し、出資資本額の多寡を基準とする株式会社に対し、自然人としての人格を尊重した一人一票制原理とそれに基づく運営と利益分配を協同組合的性格判断の基準とした。1章では中国における合作社の形成過程を時期ごとに整理し、本研究の時代的な背景と位置づけを検討した。2章では合作社の形成主体別類型の先行研究を整理し、本研究における形成主体別類型を位置づけるとともに、專業合作社について形成主体別にその協同組合的性格を検討した。3章4章は專業合作社の形成主体別の事例研究であり、農村能人主導型および農村經紀人（商人）主導型の2つの事例を取り上げた。5章では社区合作社と土地合作社について、立地や事業類型ごとにその協同組合的性格を検討している。6章7章は社区および土地合作社の事例研究であり、6章で社区、7章で土地合作社の事例を詳しく検討している。次いで補章として近年注目されてきた金融合作社の事例を取り上げた。終章はまとめである。</p>			

全体として、市場経済の下で合作社の存在が農民利益につながっているケースが多いが、組織的には未熟であり、総会は開かれても選挙が行われず、一人一票制が十分実施されていない。また利用高配当も不平等な面が多く見られ、出資額に基づく事業コントロールがなされるなど、利益分配方法への合作社員の関与は少なく、協同組合としての実態を持つケースは数少ないことがわかった。

中国において急増する合作社について個別に検討した研究は見られるが、その協同組合の実態について豊富な事例から検討したものはなく、そこに本研究の意義がある。

本論文は、急増する合作社の「協同組合」としての実態を豊富な事例から明らかにしている点で評価でき、混沌とした中国農村の協同組合の現状を垣間見ることができ、今後の中国農村協同組合研究の一里塚となっている。また予備審査段階で指摘された改善点についてもおおむね改善されている。

.....

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（農学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。